令和６年度

はしご付消防自動車
仕様書

長岡市消防本部

第１　総　則

１　目　的

この仕様書は、長岡市（以下「当市」という。）が令和６年度に購入するはしご付消防自動車（以下「本車両」という。）の仕様について定める。

２　適合法令等

本車両の製作は、仕様書及び承認図書によるほか、次に掲げる法令等に適合し、緊急自動車として承認を得られるものとする。

（１）消防用車両の安全基準について（平成 19 年５月 14 日消防消第 80 号）
（２）道路運送車両法（昭和 26 年６月１日法律第 185 号）
（３）道路運送車両の保安基準（昭和 26 年７月 28 日運輸省令第 67 号）
（４）その他関係法令等

３　車両概要

本車両は、ダブルキャブオーバーの消防専用シャーシ（寒冷地仕様）をベースとした３８ｍ級先端屈折式はしご付消防自動車とし、梯体部５連のうち１連は屈折部となり、トラス組立てによるはしごで構成され、起伏装置、伸縮装置、矯正装置、屈折装置、バスケット装置、安全装置、無線電話装置及びその他必要な装置等によって車体の安定を図り、安全、迅速及び確実にはしごを伸縮・旋回させ、緊急出動、高所からの人命救助・消火作業等消防活動に適した構造及び機能を有しているものであること。

なお、消防ポンプ装置については搭載しない。

※参考型番：ドイツ・イベコマギルス社　Ｍ４２Ｌ－ＡＳ（同等品可とする）

４　製作上の問題処理等

（１）車両の保管責任は当市の最終検査を受けるまでの間は、受注者が負うものとする。
（２）受注者は、契約後仕様書詳細について当市と打ち合わせを行い、製作承認図等を提出し、承認を得て製作に着手すること。
（３）仕様内容に疑義が生じた場合又は仕様の変更が必要な場合は、当市とその都度速やかに協議し、承認を得た後に施工すること。
（４）仕様内容については、当市の解釈に従うものとする。
（５）本車両製作にあたり、工業所有権その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は、受注者においてこれらの問題を解決し、その旨を当市に報告すること。

５　製作上の注意

車体は、常時登録された車両総重量の状態において十分耐え得るもので、次のとお

りとする。

（１）乗員室部にあっては、鋭利な物体又は端部が露出していないこと。また、人が接触するおそれのある可動部及び高温となる部分については、危険防止の措置が講じられていること。

（２）標準装備以外の各装置及び部品の取付けは、ボルト締めを原則とし、ボルト貫通部が隊員に接触する恐れがある場合の相手ナットは袋ナットとすること。

（３）車体全般にわたり、防水、防食及び防錆措置を十分行うこと。

（４）清掃、点検、調整及び修理が容易に行えるものとすること。

（５）使用取扱い上の安全性及び操作性を十分考慮すること。

（６）全体的に重量軽減を図り、前後左右の荷重バランスを十分考慮すること。

（７）装備品等は機能的、かつ、バランスよく配備すること。

（８）堅牢にして長期の使用に十分耐え得るものであり、かつ維持管理が経済的に行えるものとすること。特に、長距離走行等に起因する振動による金属疲労には、十分配慮すること。

（９）洗浄ができ、かつ残水等の生じない構造とすること。また、車体等で塗装剥離の恐れのある部分には、適切な保護対策を講ずること。

(10) 電気照明類等は全てＬＥＤとすること。

(11) 法定点検整備が容易に行える構造とすること。

(12) 使用取扱いに係る安全性及び操作性に優れているものであること。

(13) 本車両のぎ装に使用する全ての材料は、日本産業規格適合品又はこれと同等以上のものとすること。

(14) 車両本体、ぎ装材料及び積載品等は、全て最新型で新規製品とすること。

(15) はしご本体等に外国製品をぎ装する場合の輸送経費等については、すべて受注者の負担とする。

第２　提出書類

１　承認図書

契約後速やかに当市と細部打ち合わせを行うものとし、細部打ち合わせ後１か月以内に次の書類（Ａ４版に製本、図面は全てＡ３版）を３部提出し、承認を受けると。

なお、承認後１部を受注者へ返却するものとする。

（１）製作工程表

（２）製作図等

ア　シャーシ・エンジン諸元表

イ　シャーシ４面図

ウ　ぎ装５面図（縮尺寸法入り）

エ　ボディ骨格図（縮尺寸法入り）

オ　車両旋回走行軌跡図
カ　諸元明細表
キ　性能・強度明細表（当市が指示するものについては、強度計算書を添付すること。）
（ア）はしご使用範囲
（イ）地上高
（ウ）規格地上高
（エ）最大地上高
（オ）傾斜矯正範囲
（カ）安定度
（キ）はしご起立角
（ク）許容先端荷重
（ケ）許容積載荷重
（コ）背面荷重
（サ）起伏慣性力
（シ）旋回慣性力
（ス）風荷重
（セ）放水反動力
ク　主要部品図
ケ　はしご組立図
コ　はしご駆動装置図
（ア）起伏装置
（イ）旋回装置
（ウ）伸縮装置
（エ）傾斜矯正装置
サ　油圧系統図及び配管図
シ　はしご操作台構造及び操作盤スイッチ類配置図
ス　オイルタンク図
セ　はしご作業範囲図
ソ　バスケット装置詳細図
タ　電気系統図及び配線図
チ　キャブ内機器配置図及び改造図
ツ　装備品・取付品・付属品一覧表（品名、数量、製造番号、会社名、所在地及び電話番号を明記）
テ　積載品に高圧ガス容器がある場合は、容器の型式、容量、製造番号、製造年月日の記載された一覧表
ト　その他当市で指示するもの

２　着手届

承認図書の承認を受けた後、１週間以内に着手届を１部提出し、着工すること。

３　進捗状況の報告

製作工程ごとの進捗状況を示す書類、写真を１部提出すること。その際、ぎ装の細部について当市と詳細に打合せを行い、その後１週間以内に打合せの議事録を１部提出するものとする。

４　完成図書

納入時に次の書類を日本産業規格Ａ４版に製本し、３部（うち１部はＤＶＤ等の電子的媒体）提出すること。

なお、はしご本体に外国製品をぎ装した場合は、慣例的に用いる外来語を除き、言語表示は全て日本語とすること。

（１）製作図

（２）自動車検査証等の写し

（新規登録検査合格後に、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及び自動車リサイクル券の写しを３部提出すること。）

（３）シャーシ取扱説明書

（４）整備要領書

（５）緊急自動車届出確認証の写し

（６）改造自動車等審査結果通知書の写し

（７）総務省令で定める技術上の規格に適合した旨を示す適合証の写し

（８）受託試験合格及び安全基準適合プレートの写し

（９）納品書、納品証明書

(10) 完成５面図

(11) キャブ内配置図

(12) はしご本体関係図面

(13) 伸縮装置関係図面

(14) 起伏装置関係図面

(15) 旋回装置関係図面

(16) バスケット装置関係図面

(17) アウトリガー・ジャッキ装置関係図面

(18) 各種安全装置関係図面

(19) 各種計器関係図面

(20) 各種モニター関係図面

(21) 油圧系統図

(22) 電気系統配線図

(23) 回転軌跡図
(24) はしご試験成績表
(25) 諸元明細表
(26) 重量計算書
(27) 転角試験実測書
(28) 外注品の数量、型式、金額、会社一覧表
(29) ぎ装契約金内訳明細書
(30) 積載資器材保証書（写し）
(31) 車両及び積載資器材取扱説明書
(32) その他当市が指示したもの

５　写真

次に掲げる写真を日本産業規格Ａ４版に製本し、それぞれの指定部数（うち１部はＤＶＤ等の電子的媒体）提出すること。

（１）完成車両（新規登録後でナンバー付き）の前後左右、斜め前後左右及び上方向から撮影したもの　４部
（２）製作工程に基づくシャーシから完成車までの状況を撮影したもの　２部
（３）塗装状況が確認できるもの（工程ごと）　２部
（４）試験実施工程（転覆角度試験、重量実測試験）　２部
（５）付属品を撮影したもの　２部
（６）その他当市が指示するもの　指定部数

第３　諸元

１　キャブ形状

ダブルキャブ４扉式５人乗り以上とする。

２　車両寸法及び規格当

（１）全長　11.5m以下
（２）全幅　2.5m以下
（３）全高　3.6m以下
（４）総重量　20.0ｔ未満
（５）エンジン　ディーゼルエンジン
（６）最大出力　330ＰＳ/ｒｐｍ以上
（７）最大トルク　160ｋｇ/ｒｐｍ以上
（８）駆動方式　６×４（デフロック付）
（９）変速機　オートマチックトランスミッション

(10) 安全装置　　ＡＢＳ装置・ＳＲＳエアバッグ
(11) オルタネーター　　24Ｖ－150Ａ以上
(12) バッテリー　　24Ｖ－100Ａ/Ｈ以上
(13) 寒冷地仕様車

３　各種計器及び取付装置関係

（１）エンジン回転計
（２）エンジン油温計
（３）傾斜角度計
（４）アワーメーター
（５）ガバナ　　オールスピードガバナ
（６）サブラジエーター
（７）オイルパンヒーター　　マグネット式防水型 10ｍコード付き
（８）オイルクーラー
（９）後退警報器　　運転席ＯＮ/ＯＦＦ切替スイッチ付き（ランプ付き）
(10) ウインカー　　音声アラーム、運転席ＯＮ/ＯＦＦ切替スイッチ付き（ランプ付き）
(11) サンバイザー　　運転席、助手席
(12) サイドバイザー　　各ドア（樹脂製スモークカラー）
(13) ハンドル装置　　右ハンドル・パワーステアリング
(14) 集中ドアロック　　キーレスエントリー含む
(15) 燃料容量　　130Ｌ程度
(16) エアコン　　後部噴出し口増設
(17) カーナビゲーション装置　　ＳＤタイプ（地デジ対応）
(18) ＥＴＣ2.0（ナビ連動）　　アンテナ分離型
(19) バックモニター・カメラ　　後写鏡型カラーモニターで、走行中常時後方の確認ができる構造
(20) 後方確認拡声装置　　車両後方に取り付けたマイクからの誘導員の音声等が、運転席に設けたスピーカーから拡声される構造
(21) ドライブレコーダー　　前方及び後方を記録できるもの
(22) シートカバー　　オレンジ/ブルー
(23) けん引フック　　前後各１箇所
(24) タイヤ　　アルミホイール付ノーマルタイヤ
(25) フレキシブルマイク　　運転席
(26) パワーウインドウ　　各ドア
(27) その他メーカー標準装備　　フォグランプ、フロアマット、マッドガード含む

第４　車体のぎ装等

１　ぎ装の概要

ぎ装にあたっては、乗員席及び消防活動時に使用する部分は、鋭利な物体又は端部が露出しないこととし、人が接触する恐れのある可動部分及び高温となる部分については、危害防止の措置が講じられているものとする。また、各装置の点検整備を容易に行うことができるものとし、電気機器類等は適した防水・防滴措置が施されていること。

２　キャブ外部のぎ装

（１）消防章

フロントグリル中央部に、直径 180 ㎜の消防章を台座及びプレート付きで取り付けること。また、台座は、朱色とし、取り付けにあたっては、十分なシーリングを行うこと。

（２）赤色点滅灯

フロントグリルの間隙に左右等間隔の位置に４か所、また、フロントバンパーの左右等間隔の位置に２か所赤色点滅灯を取り付け、上部散光式警光灯及び側部・後部赤色点滅灯と連動させること。

（３）ルーフ

キャブ上部は、変形しない強固な構造とするとともに、ルーフトップは、可能な限り広い範囲にアルミ製縞板を張り、縞板のつなぎ目及び縞板と車両外板との接合部は、雨水が侵入しないよう十分にシーリングを行うこと。

（４）はしご受け用支柱

ルーフ後方又はボディ前部の中央部に、はしご受け用の支柱を設け、硬性ゴムを取り付けること。

（５）サーチライト

サーチライトをルーフ後方左右側に伸縮ポール付きで設けること。オンオフスイッチは、センターコンソールボックス内 10 連スイッチにも設置すること。

（６）散光式警光灯

キャブルーフ上の左右にスピーカー組込み式の散光式警光灯（高輝度タイプ）を取り付け、関連する機器間の配線を行うこと。

取り付けは自在金具にて屋根に直接取り付け防水処置を施すとともに、屋根裏側は補強すること。なお、工程を撮影（天井シーリングの状況は、終了時に内外両側から。）し、中間検査時に提出すること。

（７）モーターサイレン

キャブルーフ上又はフロントバンパー下部にモーターサイレンを取り付け、関連する機器間の配線を行うこと。

（８）標識灯

キャブルーフ上に立ち上げ式（外枠付き）で隊名標識灯を設けること。表示板は黄色とし、文字は黒色とする。

なお、メインスイッチは、センターコンソールボックス内 10 連スイッチとする。

（９）握り棒

各ドアの直近に乗降用握り棒を取り付けること。

ただし、これと同等のものが取り付けてある場合は、新たに取り付ける必要はない。

(10) グリップ

フロントガラス上方の屋根にグリップを強固に取り付けること。

ただし、これと同等のものが取り付けてある場合は、新たに取り付ける必要はない。

(11) 保護覆い

足が当たる部分の全面にわたり、乗降口の踏み出し部分には滑り止めを設け、乗降時につま先等が当たる部分とその周囲及びフェンダー部分等をすじ板等で広く覆うこと。

(12) ステップ

乗降用の各ステップは、アルミ製縞板を貼付したワイドステップとし、各ドアの開閉に連動するステップ灯を取り付けること。

(13) バンパーステップ

フロントバンパー上面及び左右ヘッドライト下部の足掛け部をアルミ製縞板で覆うこと。

(14) サイドミラー

サイドミラーは大型のもので、アンダーミラーを併設し、ヒーター、電動角度調整機能付とし、アームは折りたためる構造とすること。

３　キャブ内部のぎ装

（１）天井の補強及び内張り

天井は、屋根に取り付ける各機器の重量に耐えられるように補強し、機器の配線後、天井全面の内張りを行うこと。

ただし、一体形成型の内張りがある場合は、新たに内張りを行う必要はない。

（２）スポットランプ等

運転席、助手席及び後部座席両側の天井にＬＥＤ手元灯を、また、キャブ天井中央部にスイッチ付きＬＥＤ室内灯を、それぞれ運転の支障とならないように強固に取り付けること。

（３）ＰＴＯスイッチ及び切り替え表示

ＰＴＯスイッチは、運転席付近に取り付けること。

また、運転席から見易い位置にＰＴＯ「入」、「切」の表示をすること。

（４）サイレンアンプ等の取り付け

運転席と助手席の間にボックスを製作し、電子サイレンアンプ、アンプ用マイク、無線機及び 10 連スイッチを取り付けること。銘板については、別途協議すること。

（５）モーターサイレンスイッチ及びマイクジャック等の取り付け

モーターサイレンスイッチを取り付け、赤色警光灯と連動させ、赤色警光灯が作動している時のみ吹鳴させることができる構造とすること。また、吹鳴は押下している間だけとすること。

ア　運転席

運転席にサイレンアンプ連動フレキシブルマイクを取り付けること。また、運転席後方のＢピラー付近にヘルメットホルダーを強固に取り付けること。

イ　助手席

足元床面付近に足踏み式のモーターサイレンスイッチを取り付け、ダッシュボード付近又はセンターコンソールの手が届く位置にサイレンアンプのマイクと連動したマイクジャック及びホルダーを操作性及び活動支障を考慮して設置し、銘板で表記すること。また、助手席本体の側面にヘルメットホルダーを強固に取り付けること。

ウ　後部座席

後部座席中央部付近にモーターサイレンスイッチ、マイク、補助マイクジャック及びホルダーを設けること。また、ルーフリアコンソールにパンチングメタルの収納スペースを設けること。

（６）ヒューズボックス

運転操作等に支障にならない位置に、ぎ装機器用のヒューズボックスを取り付け、各機器の銘板をすること。

（７）オイル・冷却水の計測

日常点検時に必要なオイル、冷却水量等は、容易に計測できる構造とすること。

ただし、標準仕様で条件を満たせば、ぎ装を必要としない。

なお、オイルゲージの取っ手は黄色に塗色すること。

（８）図面入れボックス

後部座席前方に図面入れボックスを取り付けること。

ボックスの大きさは、Ａ３サイズの地図が入る大きさとする。

（９）握り棒

後部座席の前方に身体保護用の握り棒を取り付けること（クッション付き、Ｓ管フック６個付き）。

握り棒はステンレス製のパイプで製作し、ボディーの内部フレームにボルトで取り付ける等、車体に強固に固定すること。

なお、強固に取り付けても、握り棒がたわむ場合は、中央付近に補助棒などを取り付けて補強すること。

(10) 空気呼吸器固定装置

助手席を改造し、空気呼吸器取付装置一体型を１基取り付けること。また、後部座席を改造し、空気呼吸器取付装置を２基取り付けるとともに上部に面体フックを２個取り付けること。詳細は別途協議すること。

(11) シートベルト

ワンタッチ式のシートベルトを全席に設けること。

(12) ドライブレコーダー

フロントガラス上部中央の運転操作に支障とならない位置に、ドライブレコーダーを取り付けること。また、バックカメラと連動させること。

(13) 車載型無線装置等

車載型無線装置等仕様書（別紙１）により整備すること。

4　ボディのぎ装

（１）ボディの周囲

ボディの周囲は、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成 18 年４月１日消防消第 49 号）における補助対象規格で定める基準肉厚の鋼板を使用し、周囲全てを折り曲げた構造とすること。外板の接合などについてはスポット溶接で行い、極力ひずみを少なくするとともに、外観を体裁よく仕上げ、ボディ後部及びジャッキ操作部は、グラスファイバー製とすること。

なお、ボディ両側面にはアルミ製シャッターの器具収納ボックスを体裁よく設け、ボディと同色に塗装すること。

ターンテーブルを除くボディ上面デッキはアルミ製縞板（同等品可）を使用し、縞板のつなぎ目及び縞板と車両外板との接合部は、雨水が侵入しないよう十分な防水措置を行うこと。ボディ上面デッキに点検口等を設ける場合は、蓋の大きさに応じ十分な補強を行うこと。

（２）各ボックス

ア　バッテリーボックス

既存のバッテリー設置位置に、全体が引出せるスライド式のバッテリーボックス（ボディ同色）を、乗降に支障ないように設けること。バッテリーボックスとしない場合は、収納時にバッテリーが保護されるよう車両外面にアルミ製縞板を取り付けること。

また、保守管理を容易にするため、引出した後にロックピン等で固定できるようにすることとし、プラス端子及びマイナス端子に保護カバーを設け、極性を逆にして取り付けられないための措置が講じられていること。

なお、既存の場所に設けることができない場合には、保守管理しやすい位置に

移設することとし、引き出し及び収納時に配線の折れ曲がり、引っかかりがないよう、配線の長さ、位置等を調整すること。

イ　器具収納ボックス

ボディの左右両側面に、努めて大型な資機材収納ボックスを各２箇所以上設けること。

各ボックスの扉は、シャッター式とすること。ただし、開口又は内容積が小さなボックスで当市が承認するボックスについては、この限りではない。

消火栓開閉器等堅固な器具の受け具を取り付ける場合は、当たり面にリブ板を取り付けるとともに、器具が落下することのないよう、必要に応じ抜け止めピン等を設けること。また、収納場所が隠れる場合は銘板で表記すること。

ウ　給油口

燃料タンク蓋に鍵を付けること。（エンジンキーと同様の鍵とすること。管理上及び技術上等、異なる場合は事前に申告すること。）

シャッターボックス内に給油口を設ける場合は銘板で表記し、収納器具類と干渉することなく容易に給油が行える構造とすること。

なお、詳細は別途協議すること。

エ　各ボックスの共通事項

（ア）アルミ製シャッター以外にボックス、又は扉を設ける場合（車外無線送受信器等収納ボックスを除く。）は、確実にロックすることができる構造とし、上開き扉の場合は開閉の支障とならないよう紐を取り付けること。

（イ）照明灯は、庫内の資機材を有効に照射するように必要数取り付けすること。
メインスイッチをキャブ内のセンターコンソールボックスに取り付けること。
省スペース化及び省電力化のため、ＬＥＤタイプの照明を使用すること。

（ウ）必要に応じ対角２箇所に水抜き穴を設けること。

（エ）内側にリミットスイッチの配線接続部、コネクター等がある場合には、カバーを取り付けること。

（オ）車外無線送受信器収納ボックス及びバッテリーボックスを除き、スノコ（プラスチック製、またはゴム製）を敷くこと。

（カ）シャッター及びボックスの扉が開いている場合は点灯するよう、収納庫全閉確認灯を運転席センターコンソールボックスに設けること。

（３）後部赤色点滅灯

車体後面エッジ部、左右の上方角度にＬＥＤ式赤色点滅灯を取り付けること。また、配線は、散光式警光灯及び前部赤色点滅灯と連動させること。

（４）側部赤色点滅灯

車体側部に、ＬＥＤ式赤色点滅灯を４か所取り付けること。また、配線は、散光式警光灯及び前部赤色点滅灯と連動させること。

（５）ステップ等

操作員が通行する場所には、ステップ及び手すり等を設けること。

操作員が、ボディ上面デッキ等へ移動するような高低差のある場所には、昇降用はしごを設けること。（地盤面から１段目は600㎜以下、各段の間隔は400㎜以下であること。）

操作員の通行場所は、装備品等で妨害されないよう、300㎜以上の幅員を確保するとともに、安全な通行を妨げる突起物、又はゆがみがないこと。

プラットフォーム、ステップには夜間の視認性向上のため、エッジ部にＬＥＤ照明灯を設けること。

（６）後輪照射灯

タイヤハウス前方の下部に、後輪タイヤを有効に照射できる角度で照射灯（保護枠付）を取り付け、スモールライトスイッチと連動させること。

（７）路肩灯

ボディ後方後輪上部及び後方アウトリガー後部に路肩灯（保護枠付）を取り付け、スモールライトスイッチと連動させること。

（８）車幅灯

ボディ後方に車幅灯を取り付け、スモールライトスイッチと連動させること。

（９）ジャッキ照明灯

アウトリガージャッキを有効に照射することのできる照明を取り付けること。

(10) 側面作業灯

車両両側面を有効に照射できるＬＥＤ照明を取り付けること。

(11) 反射テープ

キャブドア及び展開式ステップ等車体アウトラインから外側へ出る扉等の周囲のほか、別途指示する位置に黄色反射テープを貼付すること。

(12) 車体支持装置操作部

アウトリガー及びジャッキの操作は、車両リヤエプロンに設けられた操作部においてできるものであること。

操作は容易、かつ、円滑に機能するものとし、レバー及びハンドルは操作に支障の生じないよう他の部分と適当な間隔を開けてあること。

夜間の使用に際し、有効な照明が設けられていること。

５　取付け・積載方法

（１）取付品、積載品の取付け及び積載方法は、車体の安定度並びに前後車輪等すべてのバランスを十分考慮すること。

（２）施工方法については、予め当市と十分な打合せを行い、積載及び取出しが容易な構造とすること。

（３）各種取付品及び積載品の固定装置は、確実に固定できるとともに、容易に解除できる構造であること。

第５　はしごのぎ装

１　はしご本体の構造及び各装置

（１）はしご本体は、溶接により接合されたもので、十分な強度及び剛性を有するものであること。

（２）はしご本体は、起伏、旋回及び伸縮の運動範囲のいかなる条件のもとに操作を行っても、異常を生じることなく、また、振動、騒音の発生がなく、安全円滑な動作ができるものであること。

（３）先端支持の場合、８人以上が等間隔に乗っても支障がないものであること。

（４）梯体での歩行による昇降が容易に行えるものであること。
　また、横桟には滑り止め措置が講じられていること。

（５）梯体は、５連構成で最上段部が屈折する構造とすること。

（６）梯体先端部に、基部操作台と常時通話可能なインターホンのマイク・スピーカー、サーチライト、先端表示灯、補助ステップ、控綱結索環が設けられているとともに、放水銃（屋内進入時媒介 65 ネジメス 50 差込オス付）及び自衛噴霧装置を装着可能な構造とすること。

（７）梯体基底部に、照明灯を取り付けること。

（８）梯体基底部左右に、散光式赤色警光灯と連動する赤色点滅灯を取り付けること。ただし、ＰＴＯに連動して消灯すること。

（９）梯体最下段部左右側面に、サーチライトを取り付けること。

(10) 梯体最下段部左側面に、チタン製かぎ付はしごを取り付けること。

(11) 梯体最下段の先端部には吊り下げ用フック又は環を取り付けること。

２　はしご駆動油圧機構

（１）はしごの駆動は、油圧作動式とし、動力は、走行用エンジンからＰＴＯにより油圧ポンプを駆動し、はしご、アウトリガージャッキ等の操作を行うことができること。

（２）油圧ポンプ装置は、起伏、伸縮、屈折及び旋回等の同時操作が、円滑に行える構造を有するとともに、補助油圧ポンプを設け、同様の運動を行うことができること。

（３）メイン機関又はメイン油圧ポンプが故障した場合においても、はしごの収納が行えるよう、メインポンプと並列にバッテリー駆動を設け、手動切替弁で収納操作を行うことができる構造とすること。

３　車両支持装置（アウトリガージャッキ）

（１）アウトリガージャッキは、車両の左右２箇所に設け、４基同時操作又は必要に応じて個別操作を可能とし、車体の安定を確実に保持する構造とするとともに、アウ

トリガージャッキには、マフラーから排出されたガスがかからない構造とすること。

（２）アウトリガージャッキの張出幅に応じて、作業限界が無段階で自動制御される構造であること。

（３）油圧配管等が破損した場合においても、ジャッキが収縮しない構造とすること。

（４）アウトリガージャッキの先端４箇所に、張出と同時に自動点灯する表示灯を取り付けること。

（５）アウトリガーは、夜間表示用の蛍光テープ等付きとすること。

（６）アウトリガージャッキ接地部は、十分な接地面積を有するとともに、自在継手等により地盤の傾斜に合わせて設定できる構造とすること。

（７）ジャッキの設定に適した敷板を付属すること。また、収納位置については、別途詳細を協議し、雨水や積雪の影響を受けないように積載すること。

４　自動傾斜矯正装置

（１）傾斜地でも使用できるよう、はしごの傾斜を自動的に矯正できる構造とすること。

（２）傾斜矯正装置はジャッキ設定後、即時に梯体操作が可能な構造であること。

（３）矯正角度は、10 度以上とすること。

５　はしご起伏装置

（１）油圧シリンダーにより、はしごが起伏する構造とすること。

（２）起梯状態で油圧配管等が破損した場合においても、伏梯しない構造とすること。

（３）起伏操作中に障害物に接触する等、はしごに過大な荷重が作用した場合において、自動的に停止する構造であること。

（４）起立・倒伏操作にて、梯体を自動で垂直に作動させることができる装置を設けること。

６　はしご伸縮装置

（１）はしご装置の自重によって、急速に縮梯しない構造とすること。

（２）伸縮時に最終限界付近に達した場合において、自動的に低速で停止する軟停止構造とすること。

（３）伸縮操作中に障害物に接触する等、はしごに過大な荷重が作用した場合において、自動的に停止する構造であること。

７　はしご先端屈折・伸縮装置

（１）油圧シリンダーにより、はしご先端が屈折する構造とすること。

（２）油圧配管等が破損した場合においても、屈折しない構造とすること。

（３）屈折部及び収納時に最終限界付近に達した場合において、自動的に停止する軟停止構造とすること。
（４）屈折操作中に障害物に接触する等、はしごに過大な荷重が作用した場合において、自動的に停止する構造であること。
（５）屈折部が収納状態でない場合においては、自動的に縮梯を停止する構造とすること。
（６）屈折部が、屈折可能な範囲まで伸梯していない場合においては、自動的に屈折を停止する構造であること。

８　はしご旋回装置

（１）油圧モーターにより、ターンテーブルが無制限で左右に旋回する構造とすること。
（２）他力により旋回しない構造とすること。
（３）旋回中に障害物に接触する等、はしごに過大な荷重が作用した場合において、自動的に停止する構造であること。
（４）手動操作により、ターンテーブルを旋回できる構造とすること。

９　はしご架梯記憶装置

（１）梯体操作時に設定した動作（軌跡）を記憶し、レバー操作することなく、ペダル及びボタン操作で、同じ動作（逆動作も可能）ができるものとすること。
（２）先端屈折時、基部操作台より先端が遮へいされた場合、進入時と同じ軌跡を通り安全に未屈折状態まで、戻る動作ができるものとすること。

10　はしご操作装置

（１）基部操作台及びバスケット内において、はしごの起伏、伸縮、屈折及び旋回等の各操作を円滑に行えるとともに、操作は、基部操作台による操作が優先する構造とすること。
（２）はしごの起伏、伸縮、屈折及び旋回等の各動作が、単独又は同時に行える構造とすること。
（３）各作動速度は、操作レバー等の操作量によりコントロールできること。
（４）操作レバーの操作方向は、はしごの作動方向と矛盾しないものであること。
（５）基部操作部付近及びバスケット内に、はしご姿勢表示装置を設け、はしごの状態が随時、絵図形ランプ等により表示される構造とすること。
（６）はしご操作中において、はしごに発生する振動を制御する防振機能を設けること。また、はしごが停止状態でも足踏み式油圧スイッチ（以下「デッドマンペダル」という。）を踏むことによりこの機能が作動すること。
（７）はしご収納時、基部及びバスケット操作にて一定の範囲より自動にてはしごを受

け台まで収納する機能を設けること。

（８）基部操作台の上部は、ポリカーボネート等により、操作員保護ルーフを設けるとともに、雨水防滴構造とすること。

11　バスケット装置

（１）はしご先端部は脱着式とし、脱落防止装置を施すとともに、脱着式の場合においては、搬送用台車を装備すること。

（２）バスケットの寸法は、４名以上が安全、かつ、スムーズに乗降することができる大きさとし、耐荷重 400 kg以上を確保すること。

（３）バスケットの床は、滑り止め防止措置を講じるとともに、手すりの高さを 90 cm以上とすること。

（４）手すりには、墜落制止用器具の金具を設定できる箇所を設け、その箇所を緑色で塗色して明示すること。

（５）バスケット内から、建物及びはしご先端部に容易に乗り移れる構造とすること。

（６）バスケットには、リモート放水銃、脱着式放水銃、自衛噴霧ノズル、サーチライト、先端カメラ（ＣＣＤタイプ）、通話装置及び先端表示灯（スモールランプと連動するものを４灯）を取り付けるとともに、脱着式放水銃には、屋内進入用 50 mmホース接続分岐金具を付属すること。

（７）接続分岐金具等については、すべて差込式による接続とすること。

（８）バスケットの収納は、はしご先端部に取り付けた状態で走行できるオーバーラップ型とすること。

（９）バスケットは、平衡装置によって常時水平を保持できる構造とすること。

(10) バスケットには、救助用ストレッチャーを積載するためのマウントを取り付けること。

(11) バスケットには、救助用支柱固定装置を設け、支柱の脱着が容易に行える構造とすること。また、救助用ストレッチャーの揚程が行えるよう脱着可能な倍力プーリーシステム等を付属すること。

(12) バスケットに、投光器用コンセント（100Ｖ、２口）を取り付けるとともに、配線は、発動発電機から梯体に沿って配線を施すこと。

(13) バスケット内のはしご操作装置は、操作レバー上部に誤接触防止金具を設け、誤作動を防止できる構造とすること。

12　油圧装置

（１）油圧配管等は、十分な口径と強度を有し油漏れを発生させないこと。

（２）油圧配管等の材質は、防錆に優れたものを使用し、配管後、管内のゴミを完全に除去すること。

（３）オイルタンクは、タンク内に外部からゴミや水等が侵入しない構造とすること。

（４）オイルタンクの油量が、容易に点検できる構造とすること。

13　水路装置

はしご屈折部が稼働中でも放水できるよう、はしご最上段にアルミ製の水路を取り付けること。

14　付属装置

（１）はしご使用時間積算計
（２）風速計
（３）起伏角度計
（４）傾斜角度計
（５）水準器
（６）伸長計

第６　安全装置

はしごには、次の安全装置を設けること。

なお、安全装置により、はしごが自動停止した場合には、安全側にのみ操作ができる構造であること。

（１）最終限界自動停止装置（警報装置付き）
（２）使用限界自動停止装置（警報装置付き）
（３）過荷重自動停止装置（警報装置付き）
（４）先端・旋回・起梯・屈折障害自動停止装置（警報装置付き）
（５）はしご飛出し防止装置
（６）スプリングロック装置
　　ただし、サスペンション構造により不要な場合は除く。
（７）ジャッキインターロック装置
（８）キャブ保護自動停止装置（警報装置付き）
（９）デッドマンペダル（足踏み油圧スイッチ：誤作動防止カバー付）
（10）緊急停止装置（基部操作部及びバスケット内に設置すること。）
（11）バスケット傾斜過大自動停止装置（警報装置付き）
（12）他力旋回防止装置
（13）車両支持装置飛出し防止装置（走行中の急ブレーキ等により、車両支持装置の飛出しを防止する装置）
（14）起伏、伸縮、屈折シリンダー短縮防止装置（油圧配管が破損した場合におけるシリンダーの短縮を防止する装置）
（15）起伏、伸縮、屈折シリンダー伸長防止装置（油圧配管が破損した場合におけるシ

リンダーの伸長を防止する装置）

（16）その他メーカー標準及び緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱に適合する装置

第７　性能

1	最大地上高（全伸梯時）	40m以上
2	最大起立角	マイナス 15 度から 73 度
3	屈折角度	75 度以上
4	許容積載荷重	バスケット＋400 kg以上
5	最大作業範囲（400ｋｇ積載時）	18m以上
6	先端屈折部長	3.5m以上
7	アウトリガージャッキ収納・張出	各 40 秒以内
8	起立・伸長・倒伏・短縮	各 90 秒以内
9	360 度旋回	130 秒以内
10	はしご収納時の前方張出量	前輪軸中心から先端まで 2.8m以内

第８　塗装・積載品等

１　塗装及び文字記入

（１）塗装

車体全般（各ボックス内等含む）の塗装は、次の手順により行うこと。

ア　下地処理及び本塗装

車体は、素地調整を行った後、プライマー塗り、パテ付け、水研ぎ、サーフェイサー等の工程で下地処理を行い、３回以上の上塗りで仕上げること。なお、各工程を撮影し、中間検査時に提出すること。

また、車体は朱色、車体下部は黒色、油圧配管は黄色で塗装すること。

イ　塗料

塗料材は、ウレタン樹脂系の塗料を使用すること。

ウ　内部の塗装

ボックス内部・扉内側及び水配管類についても、前記アと同様の下地処理を行い、「ホワイトシルバー」で仕上げること。

なお、アルミ製縞板及びシャッター裏面部分は塗装しないこと。

エ　フランジ部

放口等のフランジ部は、クロームメッキ仕上げ又はアルミ無垢にすること。

（２）文字記入

次の位置に文字記入をすること。特に指定のない限り、丸ゴシック体で白文字反

射テープを用いること。全体の文字バランス・大きさ等を確認・調整するため、文字入図面を施工前に提出し、詳細を別途打合せすること。

ア　本部名等

（ア）両側後部ドアに「長岡市消防本部」（約 100 ㎜角）と記入すること。

（イ）後部ナンバープレート上方に「長岡市消防本部」（約 100 ㎜角）と記入すること。

（ウ）梯体側面に角ゴシックで「ＮＡＧＡＯＫＡ　ＦＩＲＥ　ＤＥＰＴ.」と記入すること。

（エ）両側シャッター上部に「新潟県」（約 50 ㎜角）と記入すること。

イ　部隊名

（ア）標識灯に黒文字で「長岡はしご」と記入すること。文字の大きさは、標識灯ケースに見合う大きさとする。

（イ）対空表示文字として、キャブ屋根上に可能な限り大きく黒文字、２段で「長岡　はしご」と記入すること。

（ウ）助手席側フロントガラス下及び後部ナンバープレート右側に「長岡はしご」（約 50 ㎜角）と記入すること。

（エ）バスケット底面及び側面の文字記入については別途指示する。

２　車両取付品等

車両取付品等については、次のとおりとする。また、同等以上の性能を有する品と主張する場合は、事前に性能資料を提出し、当市の承認を得るものとする。

（１）取付品及び取付装置一覧（別紙２）

（２）車両付属品一覧（別紙３）

３　その他

（１）ビス、ナット類

使用するビス、ナット類は塗装箇所を除きステンレス製とし、皿ビスで固定する場合は突起のないように、手に触れる恐れのある場所は袋ナットを使用し固定すること。

（２）配線止め

配線止めはやむを得ない箇所を除き、全てビス止めとすること。

（３）面取り

鋭利な部分が手に触れる恐れのある場所は、面取りを行うこと。

（４）配線

指示した位置までの配線のみを実施した場合は、配線の用途を指示した線名札を取り付けること。

第９　検査

１　検査日程

（１）当市に提出した製作工程表に基づき、消防本部警防課施設装備係立会いのもと検査ができる状態で日程を組むこと。

（２）検査依頼は、実施予定日の 14 日前までに文書で提出し、承認を得ること。

（３）検査の日程は、製作工程表に基づき予め文書で協議することとする。

なお、全ての検査に係る当市の費用は、全て受注者が負担すること。

２　検査項目

（１）中間検査

外部塗装後で装備品及び付属品を取付けた状態で実施し、主要部分の組立状況、材料及び各部の寸法等の検査を実施する。受注者は、事前に自主検査を行い、チェック表を提出すること。

なお、アンテナ等の配線状況（貫通部のシーリングの状況含む）及び塗装等の工程等、検査時に確認できない事項については、写真により提出すること。

（２）完成検査

本仕様書、承認図及び協議事項に基づき次の検査を実施する。

ア　ぎ装全体の検査

イ　装備品、付属品及び資機材の数及び機能検査

（３）特別検査

上記以外に当市、受注者がそれぞれ必要と認めるときは、特別検査を実施できるものとする。ただし、実施にあたっては事前に文書により相互連絡を取り合うものとする。

３　その他

（１）前記検査の結果、不備事項又は不合格がある場合は、当市が指示する日までに改修又は取替えを行ない、再度検査を受けるものとする。

（２）納入に至るまでの検査及び故障、修理に要した費用の全ては、受注者の負担とする。

第 10　補　則

１　疑義等

（１）仕様内容に疑義が生じた場合又は仕様の変更が必要な場合は、当市とその都度速やかに協議し、承認を得ること。

（２）仕様内容の解釈については、当市の解釈に従うこと。

２　登録等の経費

車両の新規登録に関する一切の経費については、受注者の負担とする。ただし、本車両に係る自動車損害賠償責任保険、自動車重量税及び自動車リサイクル法に関わる経費は当市が負担する。

３　保証期間

保証期間は、納入の日から起算して２年間、または、メーカーが保証する期間が２年を超える場合はその期間とし、保証書を提出すること。ただし、保証期間経過後といえども、設計、製作、材料等の不良に起因する不具合の発生については受注者において無償で修復又は取替え等を行うこと。

なお、故障等が生じた場合の修理等については、速やかに対応すること。また、積載品等で別にメーカー保証があるものについてはこの限りではない。

４　納　入

（１）新潟運輸支局長岡自動車検査登録事務所の新規登録を受けた後、各部の点検整備及び清掃手入れを実施のうえ、燃料を満たした状態で納入すること。

（２）納入の際、納品書を提出すること。

（３）納入場所は、長岡市千歳１丁目３番100号　長岡市消防本部とする。

５　納入期限

令和８年３月 31 日（火）

６　取扱い説明

納入者は、当市が別に指示するとおり、本車両及びぎ装備品等の取扱いについて専門係員を派遣し、取扱い説明を２回以上行うこと。

納入後、本車両及びぎ装備品等の取扱いに関し、当市から照会等があった場合は、資料提供又は現地取扱い説明を行うなど適切な対応をとること。

７　不用物品等について

空気ボンベについて、購入本数と同じ本数を受注者が処分すること。

なお、処分に係る費用については受注者の負担とする。

別紙１

車載型無線装置等仕様書

消防救急デジタル無線機等は、現有車両から移設するものとし、その移設は以下によるものとする。

業務の範囲

受注者は本仕様に基づき、次の業務を行うこと。

（１）当市が指定する車両から車載型移動局無線装置及び車両運用端末装置一式を取り外し新車両へ移設する。
（２）移設した車載型移動局無線装置及び車両運用端末装置の動作確認及び高機能消防指令センターとの接続試験を行う。
（３）車載型移動局無線装置及び車両運用端末装置を移設する際に不要となる部品等の処分を行う。

共通事項

車載型移動局無線装置及び車両運用端末装置の据え付けに関する共通事項は次の通りとする。
（１）受注者は車載型移動局無線装置及び車両運用端末装置の移設について、事前に当市と協議を行い、当市の承諾を得ること。
（２）受注者は、車両製作の段階で通線等を行い、配線、ケーブル類が露出することのないように適切に処理を行うこと。なお、配線、ケーブル等は全て新品を使用すること。
（３）ケーブル等を敷設する際には損傷防止のため保護管等を使用すること。
（４）電源配線は、電源側にヒューズを設け、取付け機器の電気容量に見合った太さの配線を使用し、他の装置と電源を共有しない独立した回路とすること。
（５）車両両側には、車載型移動局無線装置及び車両運用端末装置の外部機器を収納するための通信機器収納ボックスを設けること。
（６）車載型移動局無線装置本体及び車両運用端末装置のアダプターボックス等は運転席と助手席の間の集中コンソールボックス内又は、当市が指定する位置に収納、設置すること。
（７）車載型移動局無線装置本体及び車両運用端末装置のアダプターボックス等を収納する集中コンソールボックス上部の蓋は、ゴム製パッキン等により水等の侵入防止対策が施されたものであること。

（８）車載型移動局無線装置及び車両運用端末装置の電源は、メインスイッチ「ＡＣＣ」及び「ＯＮ」に連動とすること。

車載型移動局無線装置移設業務

（１）車載型移動局無線装置一式は、当市が指定する車両から移設すること。

（２）車載型移動局無線装置の操作部は、運転席と助手席の間に設ける集中コンソールボックス上又は助手席側オーバーヘッドコンソール等で当市が指定する場所に取付けること。

（３）車両の助手席付近に無線装置専用の電源端子を設けること。

（４）空中線は車両キャブの部分の上面に取付けること。また、同軸ケーブルは配管等により保護した後、内張り内を通線し当市が指定する場所まで配線すること。

（５）デジタル無線用空中線は1.2m以上の離隔を取ること。

（６）空中線の取付位置は電子サイレン、モーターサイレン等の車両のぎ装された装置類から発生するノイズの影響を考慮した位置に取付けること。

（７）車内に設置するハンドセットは、集中コンソールボックス付近の当市が指定する場所に取付けること。また、車外に設置するハンドセットは、車両ポンプ室両側面の通信器収納ボックス内に収納すること。

（８）車内に設置する外部スピーカーは、緊急走行時にも明瞭に聴き取れる音量を有するものであること。また、車載型移動局無線装置本体のボリュームと連動して音量調節が可能であること。

（９）外部スピーカーはポンプ室両側板にスピーカー設置用のスペース（パンチングボード付き埋め込み型等）を確保して設置すること。また、外部スピーカーの音声を入切するスイッチを通信機器収納ボックス内に設置すること。

車両運用端末装置移設業務

（１）車両運用端末装置は、当市が指定する車両から移設すること。

（２）アダプターボックスは、運転席と助手席の間に設ける集中コンソールボックス内又は当市が指定する位置に取付けること。

（３）電源端子は車載型移動局無線装置とは別に車両運用端末装置専用とすること。
　また、車両運用端末装置用電源は車両バッテリーから直接供給されるもので、他の装置、配線との共有がないものであること。

（４）モニターボックスは、運転席と助手席の間に設けられる集中コンソールボックス上部又は、当市が指定する場所に取付けること。

（５）ＧＰＳアンテナ、ＦＯＭＡアンテナは車両キャブ部分の運転に支障のない位置に取付けること。また、ケーブル類は配管等により保護した後、内張り内を通線し当市が指定する位置まで配線すること。

高機能消防指令センター等との接続試験

本業務終了時には、次の項目の試験を実施すること。

（１）車載型移動局無線装置

ア　高機能消防指令センターとの無線交信（個別通信、グループ通信及びメッセージの送受信を含む。）

イ　出動指令の受信テスト

ウ　高機能操作部各表示内容の確認

エ　その他、無線運用上必要な機能の確認

（２）車両運用端末装置

ア　自動出動指定装置との連動による出動指令の受信テスト及び事案登録

イ　車両動態の動作確認（無線バックアップを含む）

ウ　その他、車両運用端末装置運用上必要な機能の確認

その他の業務

当該車両が納入されたことに伴い、車両の配置換え等が生じる場合の車載型移動局無線装置及び車両運用端末装置の移設業務等についても受注者の負担とする。

瑕疵担保責任

本業務の実施にあたり、移設のための作業内容、材料等の不良等に起因する不具合の発生については、特に期間を定めず受注者の責任において無償で修復又は取替え等を行うこと。

別紙２

取付品及び取付装置一覧

品　　目	数量	備　　考
エンジン回転計	１個	
エンジン油温計	１個	
散光式警光灯	１式	ウイレン　防雪カバー付き ９ＬＭＴ５１０ＳＡ24
電子サイレンアンプ	１式	大阪サイレン　ＴＳＫ－Ｄ152 メッセージ本体標準 マイク２個、補助マイクジャック付
照明灯	４個以上	ボディルーフ２個、はしご基底部１個、バスケット１個以上
後退警報器	１式	
カーナビゲーション装置	１式	ＳＤタイプ（地デジ対応）
ＥＴＣ	１式	ナビ連動
バックモニター・カメラ	１式	ドライブレコーダー連動
後方確認拡声装置	１式	
ドライブレコーダー	１式	バックカメラ連動
標識灯	１式	キャブ立上げ型外枠付き　表示板黄色文字黒色「長岡はしご」
モーターサイレン	１式	
キャブチルト装置	１式	
オイルパンヒーター	１式	
作業灯	必要数	
車外無線送話器取出口	２式	
自衛噴霧装置	１式	バスケット
消防章	１個	直径 180 ㎜台座（朱色）
スピーカー	２個	散光式警光灯内組み込み
前部赤色点滅灯	６個	ウイレン グリル：ＷＩＯＮＢＲ24　４個 バンパー：ＷＩＯＮＳＭＢＲ24（ＳＵＳガード付き）　２個
側部赤色点滅灯	４個	ウイレン 側面上部：Ｍ９Ｖ２ＣＲ24　２個 側面後部：Ｍ６Ｖ２ＣＲ24　２個

後部赤色点滅灯	必要数	後部埋め込み式式（ＬＥＤ）、ウイレン Ｍ２ＷＦＣＲ24
後輪照射灯	２個	
車幅灯	２個	
路肩灯	４個	
スポットランプ	４式	助手席側・後部座席両側
室内ＬＥＤ照明灯	１式	キャビン中央部
アウトリガーレーザー灯	４個	ジャッキ設置位置表示　別途詳細協議
スカイビーム灯	２式	

※同等以上の性能を有する品と主張する場合は、事前に性能資料を提出し、当市の承認を得ること。

別紙３

車両付属品一覧

品　　目	数量	備　　考
空気呼吸器	４基	シゲマツ　ライフゼムＸ-１　長岡消防名入り
４．７Ｌ空気ボンベ	10 本	シゲマツ　ブルネッカー530ＣⅢ
消火栓開閉器（大箱回し）	１個	ＹＯＮＥ　ＦＨバール
管そう	２個	ＹＯＮＥ　ｅ-ノズルフォルダー
ガンタイプノズル	２個	ＹＯＮＥ ・ボアテックスノズル ・Ｇフォース・トリガー
水力換気ノズル	１個	ＹＯＮＥ　ＣＯＢＲＡ（コブラ）
ノズル	２個	ＹＯＮＥ　ダブコン　マークⅡ
媒介金具	６個	ＹＯＮＥ ・65 オス×50 メス　２個 ・50 オス×65 メス　２個 ・65 オス×65 オス　２個
とび口	３本	東京サイレン　東消型鳶口 ・ＴＳ－６０２７（1.8m）　２本 ・ＴＳ－６０２７（1.1m）　１本
金てこ	１本	バール
角スコップ	２本	
車輪止め	４個	はしご車に適合するもの
消火器	１本	自動車用
工具セット	１式	ＫＴＣ　ＳＫ45124ＷＺＭ ※「長岡消防」と表記する
65 ㎜ホース	10 本	65 ㎜×20ｍ、1.6Ｍｐａ 別紙「消防ホース仕様書」のとおり
50 ㎜ホース	10 本	50 ㎜×20ｍ、1.6Ｍｐａ 別紙「消防ホース仕様書」のとおり
65 ㎜ホース　はしご車専用	３本	はしご最上段の水路管と結合し使用するもので、はしご車に適合するもの 長さ及び結合金具は別途詳細協議
信号付き投光器（三脚、収納袋付）	２式	ＹＡＭＡＨＡ　Ｅ054 セット

投光器用発電機	１台	ＨＯＮＤＡ　ＥＵ18ｉ ※「長岡消防」と表記する
ジャッキ敷板	４枚	はしご車に適合するもの
タイヤ敷板	４枚	はしご車に適合するもの
墜落制止用器具	８式	ＣＭＣ ・プロントエバックハーネス　８式 ・ビクティムチェストハーネス　８式 ・プロテックキーロックカラビナ（Ｔユース） 　ブライト　４個 　オレンジ　４個 ペツル ・アサップロック　８式 ・アサップソーバーアクセス　８式 ・OK（トライアクトロックグレー）８個
絶縁手袋	４組	ヨツギ　大　ＹＳ―101―21―01
二股分岐金具	１個	ＹＯＮＥ　マルチコネクト分岐ボールバルブ　ＷＢ―65ＭＣ
ホースブリッジ	２個	岩崎製作所　リバーシブルブリッジ 460㎜　０２ＲＶ５００Ｒ
携帯用破壊器具（ハリガンツール（アックス付））	１式	ライトレスキュー　ハリガン30
集水管（圧力計付）	１個	ＹＯＮＥ　65オス×65メス２口　排圧口・逆止弁付　ＧＤ－65ＹＭＶ
中間圧力測定器（６５ｍｍ）	２個	岩崎製作所　23ＴＹＵ65Ａ
三相発電機	１台	ＨＯＮＤＡ　ＥＴ4500　防塵・防水カバー付　※「長岡消防」と表記する
控え綱	２本	はしご車に適合するもの
ストップバルブ	２個	ＹＯＮＥ　シャットオフボールバルブ 65㎜　ＢＯ－65
スタンドパイプ	１個	ＹＯＮＥ　単口引上式スタンドパイプ ＰＳ―65
拡声器	２個	ノボル電機　ＴＳ－631
携帯投光器	４個	ファイヤーバルカン180Ｆ
ボルトクリッパ（鉄線鋏）	１本	活線ボルトクリッパ　ＺＢＣ―600
カラーコーン（伸縮式・赤色・白反射テープ付）	10個	ライトアップコーン

予備燃料携行缶	１個	オプティマス　フューエルボトル　ＸＬ
操作台防水カバー	１式	降雪時期対応
スタッドレスタイヤ	１式	ブリジストン製　アルミホイール付
スペアタイヤ	１式	アルミホイール付（夏、冬各種）
タイヤチェーン	１式	ダブル、シングル各種
スノーワイパー	１式	純正品
スペアキー	２式	キーレスエントリー２個 予備キー２式
検電器（伸縮式）	１本	長谷川　ＨＳＳ－６Ｂ１型
活線警報器	５個	長谷川　ＨＸＡ－６型
携帯用破壊器具	２本	トップマン
単はしご	１基	関東梯子　ＫＨＦＬ－ＣＴ31
高層階救出用資器材	１式	ＣＭＣ ・タイタンＴｉ分離型　１台 ・レスキューリッターハーネス　２個 ・ＣＳＲ２プーリーシステム（12.5㎜）１式 ・アズテックプロ　２個 ・プロシリーズカラビナＧユース 15 個 ・スタティックプロ（オレンジ、ブルー）　２本 ・ロープバッグ#３（オレンジ、ブルー）２個 ・トラックコーチＭＰＤキット　１式 ・チューブラーウエビング 　イエロー、ブルー、オレンジ　各種１巻 ・ホットカッター　１式 ・プロポケットブラック　５個 ＥＤＥＬＲＩＤ ・マディーロ　オレンジ　長岡消防名入り８個
デラックスサバイバースリング	１本	エマルゴ　デラックスサバイバースリング
ヘリタックホットシート	２枚	ＣＭＣ　ヘリタックホットシート
エンジンカッター	１台	Ｈｕｓｑｖａｒｎａ　K770　Ｒｅｓｃｕｅ ※「長岡消防」と表記する

バッテリー式可搬ブロア（バスケット積載台座付）	１台	ＹＯＫＯＩ　ＳＵＰＥＲＶＡＣ（バスケット積載台座付） ※「長岡消防」と表記する
反射ベスト（長岡消防名入り）	６着	
ステッカー（長岡はしご）	150 枚	大・中・小　各 50 枚
ステッカー（長岡消防）	150 枚	大・中・小　各 50 枚

※同等以上の性能を有する品と主張する場合は、事前に性能資料を提出し、当市の承認を得ること。

※表中、「※「長岡消防」と表記する」とあるものについては、物品に直接印刷すること。